



教 学 第 871 号  
教 保 第 347 号  
令 和 3 年 8 月 12 日

各市町村教育委員会教育長 様  
(関係教育事務所 経由)

岩手県教育委員会事務局  
学 校 教 育 室 長  
保 健 体 育 課 総 括 課 長

#### 新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について (通知)

このことについて、別添のとおり岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部 (令和3年8月12日) から岩手緊急事態宣言が発令されました。

今般、県民に対し不要不急の外出の自粛を要請したことを踏まえ、児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、別添のとおり県立学校長宛て通知しました。

つきましては、市町村立学校におきましても、県立学校の下記の取組に準じた対応をお願いいたします。

#### 記

- 1 校外で行う活動 (修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等) については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- 2 部活動については、学校の夏季休業中は原則休止<sup>\*</sup>とすること。

※ 全国大会等 (9月12日までに開催される地区予選を含む公式大会) に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと必要最小限の活動については可とする。

- 3 対象期間は、令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数 (対人口10万人) が10人未満となるまでとする。

#### 【担当】

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| ○校外活動に関すること | 学校教育室義務教育担当 (019-629-6137) |
| ○部活動に関すること  | 保健体育課学校体育担当 (019-629-6190) |